

青森県パートナーシップ宣誓制度利用者への市行政サービス提供等について

1 概要

- 令和4年2月の青森県パートナーシップ宣誓制度創設を受け、青森県が発行する「青森県パートナーシップ宣誓書受領証」（以下、「受領証」といいます。）をお持ちの方々に対する、市行政サービス提供のあり方について検討
- 同時に、日常生活において相互に協力し合う関係である、一方または双方が性的マイノリティであるの方々（以下、「パートナー」といいます。）を想定した市行政サービスの提供状況について調査し、それらの結果を整理

2 対象になるサービス

① 受領証の提示で新たに利用可能となるサービス … 1件

サービス名	担当部署	
市営住宅の入居申込（令和4年7月～）	建築住宅課	0178-43-9109

② 受領証の提示で利用手続きの円滑化が図られるサービス … 4件

→ いずれも受領証を提示することでパートナーとの関係確認が容易となり、従来よりも利用手続きの円滑化が図られます。

（ただし、聞き取りなどで受領証がなくても手続きできる場合があります。）

サービス名	担当部署	
市営霊園の申込	市民課	0178-43-9193
市営霊園の承継	市民課	0178-43-9193
り災証明書（火災）の交付	消防本部 予防課	0178-44-2133
救急搬送証明書の交付	消防本部 指令救急課	0178-44-2135

③ 従来から家族・親族と同様の取扱いをしているサービス … 10件

→ 以下のサービスは、いずれも委任状の提出や代理人の本人確認などを行うことで、従来から家族・親族と同様の取扱いとしています。（受領証の提示は不要）

- 各種証明書等の交付
 （罹災（りさい）証明（火災以外）・被害届出証明の交付、税証明の交付、妊娠届出・母子健康手帳の交付、住民票の写し等の交付、戸籍証明書等の交付、印鑑登録・証明書等の交付）
- 市民病院における「入院申込書の受付」「面会申込書の受付」「治療・検査等にかかる各種承諾書への署名」
- 救急車への同乗（委任状等不要）

3 今後の予定

本日お知らせした内容を市ホームページで公開するとともに、新たなサービスを提供する場合は、市ホームページで随時情報提供いたします。